提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる 本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方 法	⑦時期·頻度
厚生労働大臣	番号法第19条第8 号に基づく主務省 令第2条の表1の 項	健康保険法第5条第2項の規 定により厚生労働大臣が行うこ ととされた健康保険に関する事 務又は同法による保険医若しく は保険薬剤師の登録に関する 事務であって主務省令で定め られた用途	住民票関係情報(世 帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	健康保険法第5条第2項の規定 により厚生労働大臣が行うことと された健康保険に関する事務又 は同法による保険医若しくは保 険薬剤師の登録に関する事務で あって主務省令で定められた範 囲に該当する者		業務におい て該当の情報が必要な時期ごとに随時
全国健康保険協会	番号法第19条第8 号に基づく主務省 令第2条の表2の 項	健康保険法による保険給付の 支給に関する事務であって主 務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)		健康保険法による保険給付の支 給に関する事務であって主務省 令で定められた範囲に該当する 者		業務におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随
健康保険組合	番号法第19条第8 号に基づく主務省 令第2条の表3の 項	健康保険法による保険給付の 支給に関する事務であって主 務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)		健康保険法による保険給付の支 給に関する事務であって主務省 令で定められた範囲に該当する 者		業務におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随
厚生労働大臣	番号法第19条第8 号に基づく主務省 令第2条の表5の 項	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世 帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	船員保険法第4条第2項の規定 により厚生労働大臣が行うことと された船員保険に関する事務で あって主務省令で定められた範 囲に該当する者		業務におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随 時
全国健康保険協会	番号法第19条第8 号に基づく主務省 令第2条の表7の 項	船員保険法による保険給付又 は雇用保険法等の一部を改正 する法律(平成19年法律第30 号) 附則第39条の規定によりな お従前の例によるものとされた 平成19年法律第30号第4条の 規定による保険給付の支給に関 する事務であって主務省令で 定められた用途	住民票関係情報(世 帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	船員保険法による保険給付又は 平成19年法律第30号附則第39条 の規定によりなお従前の例によ るものとされた平成19年法律第 30号第4条の規定による改正前 の船員保険法による保険給付の 支給に関する事務であって主務 省令で定められた範囲に該当す る者		業務におい て該当の情報 報時期ごとに随時
都道府県知事	号に基づく主務省	児童福祉法による養育里親若 しくは養子縁組里親の登録、里 親の認定又は障害児入所給付費 表、高額障害児入所給付費若 しくは特定入所障害児食費等 給付費の支給に関する事務で あって主務省令で定められた 用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)		児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	カットローカシ	業務におい て該が必要な 時期ごとに随 時
都道府県知事	号に基づく主務省	児童福祉法による小児慢性特 定疾病医療費の支給に関する 事務であって主務省令で定め られた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	児童福祉法による小児慢性特定 疾病医療費の支給に関する事務 であって主務省令で定められた 範囲に該当する者		業務におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随 時
市町村長	号に基づく主務省	児童福祉法による障害児通所 給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、 障害児相談支援給付費若しく は特例障害児相談支援給付費 の支給又は障害福祉サービス の提供に関する事務であって 主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)		児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、 高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障 相談支援給付費の支給又は 障害福祉サービスの提供に関す る事務であって主務省令で定め られた範囲に該当する者		業務におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随 時
都道府県知事又 は市町村長	号に基づく主務省	児童福祉法による負担能力の 認定又は費用の徴収に関する 事務であって主務省令で定め られた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)		児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた 範囲に該当する者		業務におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随 時
市町村長	号に基づく主務省	予防接種法による給付の支給 又は実費の徴収に関する事務 であって主務省令で定められ た用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)		予防接種法による給付の支給又 は実費の徴収に関する事務で あって主務省令で定められた範 囲に該当する者		業務におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随 時
市町村長	番号法第19条第8 号に基づく主務省 令第2条の表37の 項	身体障害者福祉法による障害 福祉サービス、障害者支援施 設等への入所等の措置又は費 用の徴収に関する事務であっ て主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務におい て該当の情報が必要な時期ごとに随時
都道府県知事	番号法第19条第8 号に基づく主務省 令第2条の表39の 項	精神保健及び精神障害者福祉 に関する法律による入院措置 又は費用の徴収に関する事務 であって主務省令で定められ た用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は 費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に 該当する者		業務におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随 時

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる 本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方 法	⑦時期·頻度
市町村長	号に基づく主務省	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境議与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく 条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地 方税又は森林環境税の賦課徴収 に関する事務であって主務省令 で定められた範囲に該当する者	ネットワークシ	
公営住宅法第2条 第16号に規定する 事業主体である都 道府県知事又は 市町村長	番号法第19条第8 号に基づく主務省 令第2条の表53の 項	公営住宅法による公営住宅の 管理に関する事務であって主 務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)		公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者		業務におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随 時
日本私立学校振 興·共済事業団	号に基づく主務省	短期給付又は年金である給付	住民票関係情報(世 帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者		業務におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随 時
厚生労働大臣又 は共済組合等	番号法第19条第8 号に基づく主務省 令第2条の表58の 項	厚生年金保険法による年金で ある保険給付又は一時金の支 給に関する事務であって主務 省令で定められた用途	住民票関係情報(世 帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に 関する事務であって主務省令で 定められた範囲に該当する者		業務におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随 時
文部科学大臣又 は都道府県教育 委員会	番号法第19条第8 号に基づく主務省 令第2条の表59の 項	特別支援学校への就学奨励に 関する法律による特別支援学 校への就学のため必要な経費 の支弁に関する事務であって 主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者		業務におい て該当の情報が必要な時期ごとに随時
都道府県教育委 員会又は市町村 教育委員会	番号法第19条第8 号に基づく主務省 令第2条の表63の 項	学校保健安全法による医療に 要する費用についての援助に 関する事務であって主務省令 で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)		学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者		業務におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随 時
国家公務員共済 組合	番号法第19条第8 号に基づく主務省 令第2条の表65の 項	国家公務員共済組合法による 短期給付の支給に関する事務 であって主務省令で定められ た用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)		国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務で あって主務省令で定められた範囲に該当する者		業務におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随 時
国家公務員共済組合連合会	号に基づく主務省	国家公務員共済組合法又は国 家公務員共済組合法の長期給 付に関する施行法による年金 である給付の支給に関する事 務であって主務省令で定めら れた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)		国家公務員共済組合法又は国家 公務員共済組合法の長期給付に 関する施行法による年金である 給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に 該当する者		業務におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随 時
市町村長又は国 民健康保険組合		国民健康保険法による保険給 付の支給又は保険料の徴収に 関する事務であって主務省令 で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)		国民健康保険法による保険給付 の支給又は保険料の徴収に関す る事務であって主務省令で定め られた範囲に該当する者		業務におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随 時
厚生労働大臣	号に基づく主務省	国民年金法による年金である 給付若しくは一時金の支給、保 険料の納付に関する処分又は 保険料その他徴収金の徴収に 関する事務であって主務省令 で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)		国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供 ネットワークシ ステム	業務におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随 時
市町村長	番号法第19条第8 号に基づく主務省 令第2条の表75の 項	知的障害者福祉法による障害 福祉サービス、障害者支援施 設等への入所等の措置又は費 用の徴収に関する事務であっ て主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)		知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲で該当する者		業務におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随 時
住宅地区改良 法第2条第2 項に規定する 施行者である 都道府県知事 又は市町村長	号に基づく主務省	住宅地区改良法による改良住 宅の管理若しくは家賃若しくは 敷金の決定若しくは変更又は 収入超過者に対する措置に関 する事務であって主務省令で 定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)		住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者		業務におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随 時
都道府県知事等	号に基づく主務省	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた 用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)		児童扶養手当法による児童扶養 手当の支給に関する事務であっ て主務省令で定められた範囲に 該当する者		業務におい て該当の情報が必要な時期ごとに随
地方公務員共済 組合	号に基づく主務省	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世 帯番号、続柄等)		地方公務員等共済組合法による 短期給付の支給に関する事務で あって主務省令で定められた範 囲に該当する者		業務におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随 時

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる 本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方 法	⑦時期·頻度
地方公務員共 済組合又は全 国市町村職員 共済組合連合	番号法第19条第8 号に基づく主務省 令第2条の表84の 項	地方公務員等共済組合法又は 地方公務員等共済組合法の長 期給付等に関する施行法によ る合金である給付の支給に関 する事務であって主務省令で 定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者		業務におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随 時
市町村長	番号法第19条第8 号に基づく主務省 令第2条の表86の 項	老人福祉法による福祉の措置 に関する事務であって主務省 令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	老人福祉法による福祉の措置に 関する事務であって主務省令で 定められた範囲に該当する者		業務におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随 時
市町村長	番号法第19条第8 号に基づく主務省 令第2条の表87の 項	老人福祉法による費用の徴収 に関する事務であって主務省 令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	老人福祉法による費用の徴収に 関する事務であって主務省令で 定められた範囲に該当する者		来務にあい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随
厚生労働大臣又 は都道府県知事	番号法第19条第8 号に基づく主務省 令第2条の表91の 項	特別児童扶養手当等の支給に 関する法律による特別児童扶 養手当の支給に関する事務で あって主務省令で定められた 用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手 当の支給に関する事務であって 主務省令で定められた範囲に該 当する者		業務におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随 時
都道府県知事等	番号法第19条第8 号に基づく主務省 令第2条の表92の 項	特別児童扶養手当等の支給に 関する法律による障害児福祉 手当若しくは特別障害者手当 又は昭和60年法律第34号附則 第97条第1項の福祉手当の支 給に関する事務であって主務 省令で定められた用途	住民票関係情報(世 帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供 ネットワークシ ステム	業務におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随 時
市町村長	番号法第19条第8 号に基づく主務省 令第2条の表96の 項	母子保健法による費用の徴収 に関する事務であって主務省 令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	母子保健法による費用の徴収に 関する事務であって主務省令で 定められた範囲に該当する者		来物におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随
市町村長(児童手 当法第十七条第 一項の表の下欄に 掲げる者を含む。)	番号法第19条第8 号に基づく主務省 令第2条の表106 の項	児童手当法による児童手当又 は特例給付の支給に関する事 務であって主務省令で定めら れた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)		児童手当法による児童手当又は 特例給付の支給に関する事務で あって主務省令で定められた範 囲に該当する者		業務におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随 時
市町村長	番号法第19条第8 号に基づく主務省 令第2条の表108 の項	災害用慰金の支給等に関する 法律による災害用慰金若しくは 災害障害見舞金の支給又は災 害援護資金の貸付けに関する 事務であって主務省令で定め られた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	災害 中慰金の支給等に関する法 律による災害 中慰金若しくは災 害障害 見舞金の支給又は災害援 護資金の貸付けに関する事務で あって主務省令で定められた範 囲に該当する者		業務におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随 時
厚生労働大臣	番号法第19条第8 号に基づく主務省 令第2条の表110 の項	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	雇用保険法による未支給の失業 等給付若しくは育児休業給付又 は介護休業給付金の支給に関す る事務であって主務省令で定め られた範囲に該当する者		業務におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随 時
厚生労働大臣	番号法第19条第8 号に基づく主務省 令第2条の表112 の項	雇用保険法による育児休業給 付の支給に関する事務であっ て主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)		雇用保険法による育児休業給付 の支給に関する事務であって主 務省令で定められた範囲に該当 する者		業務におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随 時
後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第8 号に基づく主務省 令第2条の表115 の項	高齢者の医療の確保に関する 法律による後期高齢者医療給 付の支給又は保険料の徴収に 関する事務であって主務省令 で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者		業務におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随 時
厚生労働大臣	番号法第19条第8 号に基づく主務省 令第2条の表118 の項	昭和60年法律第34号附則第87 条第2項の規定により厚生年 金保険の実施者たる政府が支 給するものとされた年金である 保険給付の支給に関する事務 であって主務省令で定められ た用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	昭和60年法律第34号附則第87条 第2項の規定により厚生年金保 険の実施者たる政府が支給する ものとされた年金である保険給付 の支給に関する事務であって主 務省令で定められた範囲に該当 する者		業務におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随 時
厚生労働大臣	番号法第19条第8 号に基づく主務省 令第2条の表124 の項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	特定優良賃貸住宅の供給の促進 に関する法律による賃貸住宅の 管理に関する事務であって主務 省令で定められた範囲に該当す る者		業務におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随 時

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる 本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方 法	⑦時期·頻度
厚生労働大臣	番号法第19条第8 号に基づく主務省 令第2条の表129 の項	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第82号。以下「平成8年法律第82号」という。) 附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世 帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	平成8年法律第82号附則第16条 第3項の規定により厚生年金保 険の実施者たる政府が支給する ものとされた年金である給付の支 給に関する事務であって主務省 令で定められた範囲に該当する 者		業務におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随 時
平成八年の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の	番号法第19条第8 号に基づく主務省 令第2条の表130 の項	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である恰がの支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世 帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である 給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に 該当する者		業務におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随 時
市町村長	番号法第19条第8 号に基づく主務省 令第2条の表132 の項	介護保険法による保険給付の 支給、地域支援事業の実施又 は保険料の徴収に関する事務 であって主務省令で定められ た用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	介護保険法による保険給付の支 給、地域支援事業の実施又は保 険料の徴収に関する事務であっ て主務省令で定められた範囲に 該当する者		業務におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随 時
都道府県知事	番号法第19条第8 号に基づく主務省 令第2条の表136 の項	被災者生活再建支援法(平成 10年法律第66号)による被災 者生活再建支援金の支給に関 する事務であって主務省令で 定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	被災者生活再建支援法(平成10 年法律第66号)による被災者生 活再建支援金の支給に関する事 務であって主務省令で定められ た範囲に該当する者		業務におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随 時
都道府県知事又 は保険所を設置す る市の長	番号法第19条第8 号に基づく主務省 令第2条の表137 の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって 主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者		業務におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随 時
厚生労働大臣	番号法第19条第8 号に基づく主務省 令第2条の表138 の項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)、附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の現定にる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	厚生年金保険制度及び農林漁業 団体職員共済組合制度の統合夫 図るための農林漁業団体職員共 済組合法等を廃止する等の法律 (平成13年法律第101号)附則第 16条第3項の規定により厚生年 金保険の実施者たる政府が支給 するものとされた年金である給付 の支給に関する事務であって主 務省令で定められた範囲に該当 する者		業務におい で該当の情 報が必要な 時期ごとに随 時
独立行政法人日 本学生支援機構	番号法第19条第8 号に基づく主務省 令第2条の表141 の項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)		独立行政法人日本学生支援機構 法による学資の貸与及び支給に 関する事務であって主務省令で 定められた範囲に該当する者	有靴捉  供	業務におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随 時
厚生労働大臣	番号法第19条第8 号に基づく主務省 令第2条の表142 の項	特定障害者に対する特別障害 給付金の支給に関する法律に よる特別障害給付金の支給に 関する事務であって主務省令 で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する 事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者		業務におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随 時
都道府県知事又 は市町村長	番号法第19条第8 号に基づく主務省 令第2条の表144 の項		住民票関係情報(世帯番号、続柄等)		障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律 による自立支援給付の支給又は 地域生活支援事業の実施に関す る事務であって主務省令で定め られた範囲に該当する者		業務におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随 時
厚生労働大臣	番号法第19条第8 号に基づく主務省 令第2条の表149 の項	厚生年金保険の保険給付及び 国民年金の給付に係る時効の 特例等に関する法律(平成19 年法律第111号)による保険給 付又は給付の支給に関する事 務であって主務省令で定めら れた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	厚生年金保険の保険給付及び国 民年金の給付に係る時効の特例 等に関する法律(平成19年法律 第111号)による保険給付又は給 付の支給に関する事務であって 主務省令で定められた範囲に該 当する者		業務におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随 時

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる 本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方 法	⑦時期·頻度
厚生労働大臣	番号法第19条第8 号に基づく主務省 今第2条の表150 の項	厚生年金保険の保険給付及び 国民年金の給付の支払の遅延 に係る加算金の支給に関する 法律(平成21年法律第37号)に よる保険給付遅延特別加算金 又は給付遅延特別第金支 給に関する事務であって主務 省令で定められた用途	住民票関係情報(世 帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	厚生年金保険の保険給付及び国 民年金の給付の支払の遅延に係 る加算金の支給に関する法律 (平成21年法律第37号)による保 険給付遅延特別加算金又は給付 遅延特別加算金の支給に関する 事務であって主務省令で定めら れた範囲に該当する者		業務におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随 時
文部科学大 臣、都道府県 知事又は都道 府県教育委員 会	番号法第19条第8 号に基づく主務省 令第2条の表151 の項	高等学校等就学支援金の支給 に関する法律(平成二十二年 法律第十八号)による就学支 接金の支給に関する事務で あって主務省令で定められた 用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)		高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者		業務におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随 時
厚生労働大臣	番号法第19条第8 号に基づく主務省 令第2条の表152 の項	職業訓練の実施等による特定 求職者の就職の支援に関する 法律による職業訓練受講給付 金の支給に関する事務であっ て主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)		職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者		業務におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随 時
市町村長	番号法第19条第8 号に基づく主務省 令第2条の表155 の項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付子とはものための教育・保育給付子にくは子育でのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)		子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援 事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者		業務におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随 時
厚生労働大臣	番号法第19条第8 号に基づく主務省 令第2条の表156 の項	年金生活者支援給付金の支給 に関する法律による年金生活 者支援給付金の支給に関する 事務であって主務省令で定め れれた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	年金生活者支援給付金の支給に 関する法律による年金生活者支 援給付金の支給に関する事務で あって主務省令で定めれれた範 囲に該当する者		業務におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随 時
都道府県知事	番号法第19条第8 号に基づく主務省 令第2条の表158 の項	難病の患者に対する医療等に 関する法律による特定医療費 の支給に関する事務であって 主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者		業務におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随 時
公等な貯等十定給機機共立方地公等な貯等十定給機関団行独方とののの登録する支配のの登録する支配のの登録する支配ののの登録する支配ののの登録する支配ののの登録する支配ののの登録する支配のののでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	番号法第19条第8 号に基づく主務省 令第2条の表160 の項	公的給付の支給等の迅速かつ 確実な実施のための預貯金口 座の登録等に関する法律によ る特定公的給付の支給を実施 するための基礎とする情報の 管理に関する事務であって主 務省令で定められた用途	住民票関係情報(世 帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	<b>公的終付の支給を実施するため</b>		業務におい おの要に 報が期ご と は で 報 り は で を に り に り に り に り に り に り に り に り に り に
		地域優良賃貸住宅制度要綱に 基づく地域優良賃貸住宅の管 理に関する事務であって主務 省令で定められた用途	住民票関係情報(世 帯番号、続柄等)		地域優良賃貸住宅制度要綱に基 づく地域優良賃貸住宅の管理に 関する事務であって主務省令で 定められた範囲に該当する者		業務におい で報が割ごの情な 報が割ごとに随 時時

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる 本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期·頻度
都道府県知事		「特定感染症検査等事業について」(平成14年3月二27日付け健発第0327012号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要網に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世 帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	「特定感染症検査等事業について」(平成14年3月二27日付け健発第0327012号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要網に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者		業務におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随 時
都道府県知事	号に基づく主務省	「感染症対策特別促進事業に ついて」(平成20年3月31日付 け健発第0331001号厚生労働 省健康局長通知)の肝炎治療 特別促進事業実施要綱に基づ く肝炎治療特別促進事業の実 施に関する事務であって主務 省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上	「感染症対策特別促進事業について」(平成20年3月31日付け健 発第0331001号厚生労働省健康 局長通知)の肝炎治療特別促進 事業実施要綱に基づく肝炎治療 特別促進事業の実施に関する事 務であって主務省令で定められ た範囲に該当する者		業務におい て該当の情 報が必要な 時期ごとに随 時
都道府県知事		「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実的医薬治療研究促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世 帯番号、続柄等)		「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成30年6月 27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	ネットワークシ	